

各種保険と年金制度



いつも お世話になっております。
 少し冷えてきましたか、皆様、体調等崩されてはいないでしょうか。
 弊所ではすでに暖房を入れた日もあったり… 体調管理には気を付けたいです。

さて、会社に雇用される従業員さんが安心して働けるように、労働者が病気やけがをしたときなど様々な場面で必要な給付を受けられるようにした労働者の生活を守ることを目的とした制度があります。

今回はこちらの制度のご紹介です。

これは法律に基づき、
 専業主婦に保険料等の費用の負担が
 義務付けられています。

雇用保険

労働者が失業した場合に生活の安定と就職の促進のための給付を行う

労災保険

労働者の業務が原因の怪我、病気、障害、死亡(業務災害)、または通勤途中の事故などの場合(通勤災害)に国が会社に代わって給付を行う

健康保険

労働者やその家族が、病気や怪我をしたときや出産をしたとき、亡くなったときなどに、必要な医療給付や手当金の支給をする

厚生年金(保険)

労働者が高齢となって働けなくなったり、何らかの病気や怪我によって身体に障害が残ってしまったり、大黒柱を亡くしてその遺族が困窮してしまうといった事態に際し、保険給付を行う



メールマガジン配信希望の方は下記のメールアドレスまでご連絡くださいませ。